

<h1>静岡市報</h1>	No. 50
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

規 則

- 静岡市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 6
- 静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 9

教育委員会規則

- 静岡市教育委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 静岡市立の高等学校における特色及び魅力に関する検討に係る臨時的事務を処理するため
の附属機関に関する細目を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

告 示

- 地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者の指定した告示の一部改
正・・ 17

農業委員会告示

- 静岡市農業委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

監査委員告示

- 静岡市監査委員の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条
例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

規 則

静岡市規則第44号

静岡市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年6月7日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

静岡市狂犬病予防法施行細則（平成15年静岡市規則第156号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）省令第16条の4に規定する鑑札の提出書 様式第4号

様式第5号を様式第6号とし、様式第4号を様式第5号とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第45号

静岡市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年6月7日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

静岡市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成18年静岡市規則第188号）の一部を次のように改正する。

第7条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（犬のマイクロチップ除去届出書）

第7条 法第39条の7第5項の規定による届出は、犬のマイクロチップ除去届出書（様式第6号）によるものとする。

様式第5号その2の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第46号

静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年6月7日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例施行規則（平成17年静岡市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（減額又は免除）

第5条 条例第6条の規定により分担金の減額又は免除を受けようとする者は、農地災害復旧事業分担金減額・免除申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、内容を審査の上、その結果を農地災害復旧事業分担金（減額・免除）（承認・不承認）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

様式第3号の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第13号

静岡市教育委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年6月6日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市教育委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年静岡市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市教育委員会の所管に係る静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

本則中「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（）」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（）」に、「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市教育委員会規則第14号

静岡市立の高等学校における特色及び魅力に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和5年6月14日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立の高等学校における特色及び魅力に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、静岡市立の高等学校における特色及び魅力に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市立の高等学校特色化・魅力化検討委員会とする。

(所掌事項)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 静岡市立の高等学校における特色及び魅力に関する事項について調査審議すること。
- (2) 静岡市立の高等学校における特色及び魅力の検討に関し、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域経済に関し優れた知見を有する者
- (3) 経営に関し優れた知見を有する者
- (4) 市民

3 教育委員会は、前項第4号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年6月14日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

静岡市告示第375号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定した告示（令和4年静岡市告示第595号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月18日

静岡市長 難波 喬 司

表中

「

株式会社テラオカ	東京都港区芝 四丁目4番13 号	令和4年10月1日	キャッシュレス決済サービスを利用して納付する市税に係る証明手数料、戸籍等手数料、公文書の写しの作成及び公文書（電磁的記録に限る。）の複写、複製等に要する費用、静岡市納骨堂使用料、静岡市民ギャラリー使用料、静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場使用料、静岡市障害者歯科保健センター使用料及び手数料、静岡市立芹沢銈介美術館観覧料並びに静岡市歴史博物館観覧料
株式会社イーティ	東京都渋谷区	令和4年12月24日	インターネットを利

を

ックスデータファ ーム	渋谷二丁目 6 番14号		用するキャッシュレ ス決済サービスを利用 して納付する静岡 市歴史博物館観覧料
----------------	-----------------	--	--

」

「

株式会社テラオカ	東京都港区芝 四丁目 4 番13 号	令和4年10月1日	キャッシュレス決済 サービスを利用して 納付する市税に係る 証明手数料、戸籍等 手数料、公文書の写 しの作成及び公文書 （電磁的記録に限 る。）の複写、複製等 に要する費用、静岡 市納骨堂使用料、静 岡市民ギャラリー使 用料、静岡市三保真 崎グラウンドゴルフ 場使用料、静岡市障 害者歯科保健センタ ー使用料及び手数 料、静岡市立芹沢銈 介美術館観覧料及び 静岡市歴史博物館観 覧料並びに静岡市東 静岡駅北口自転車等 駐車場及び静岡市東 静岡駅南口自転車等 駐車場使用料
----------	--------------------------	-----------	--

に

株式会社イーティックスデータファーム	東京都渋谷区 渋谷二丁目6 番14号	令和4年12月24日	キャッシュレス決済サービスを利用して納付する静岡市歴史博物館観覧料
株式会社ジェーシービー	東京都港区南 青山五丁目1 番22号	令和5年3月31日	インターネットを利用して納付する軽自動車税種別割、個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税並びに国民健康保険料
ユーシーカード株式会社	東京都港区台 場二丁目3番 2号	令和5年3月31日	インターネットを利用して納付する軽自動車税種別割、個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税並びに国民健康保険料
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港 南一丁目8番 27号	令和5年4月1日	キャッシュレス決済サービスを利用して納付する放課後児童健全育成事業手数料

J

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

農業委員会告示

静岡市農業委員会告示第8号

静岡市農業委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成19年静岡市農業委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月9日

静岡市農業委員会会長 徳田雅亮

題名を次のように改める。

静岡市農業委員会の所管に係る静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程

本則中「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（）」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（）」に、「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

監査委員告示

静岡市監査委員告示第4号

静岡市監査委員の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成19年静岡市監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月9日

静岡市代表監査委員 遠藤 正方

題名を次のように改める。

静岡市監査委員の所管に係る静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程

本則中「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（）」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（）」に、「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。